

---

# 医療 DX 推進体制整備加算について

---

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- (7) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

マイナ保険証や問診表等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

上記の体制整備に伴い、令和 6 年 8 月 1 日より初診料算定時に「医療 DX 推進体制整備加算」（8 点、月に 1 回）を算定致します。

公益社団法人いちょうの樹  
メンタルホスピタル鹿児島